

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する  
協定書の一部を変更する協定書

令和4年10月18日付で東京都（以下「甲」という。）と東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会（以下「乙」という。）との間で締結した「東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協定書」書（以下、「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

1. 第2条については、以下のとおりの変更とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

2. 第4条については、以下のとおりの変更とする

（業務分担）

第4条

2 乙は、自己の分担業務について、第三者に委託できるものとする。

3. 第5条については、以下のとおりの変更とする。

（経費の負担・支出）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙「収支予算書」に基づき、乙が負担する。

2 別紙「収支予算書」に基づき、甲は負担金を支出する。

3 （現行のとおり）

4 本事業の総事業費が第2項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

5 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲乙で協議するものとする。

4. 第6条については、以下のとおりの変更とする

（事業計画の更新）

第6条 乙は、第4条2項に基づき第三者に業務を委託した場合には、委託事業者決定後速やかに事業計画書を見直し、甲に報告し承認を得るものとする。

5. 第7条については、以下のとおりの変更とする。

(事業計画の変更)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に協議するものとする。

(1) 事業計画書記載の内容を著しく変更しようとする場合

(2) 乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合

6. 第8条については、以下のとおりの変更とする。

(負担金の払込)

第8条 (現行のとおり)

7. 第9条については、以下のとおりの変更とする。

(経理)

第9条 乙が分担する経理は、乙の財務諸規程に基づき行う。

2 乙は、収支予算書に基づき、事業に係る収入及び支出を明らかにするための帳簿を整えるとともに、収入及び支出の根拠となる証拠書類を適正に管理し、乙が解散後は、甲に適正に引き継ぐものとする。

3 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、本事業後5年間保管するものとする。

8. 第10条については、以下のとおりの変更とする

(報告)

第10条 (現行のとおり)

9. 第11条については、以下のとおりの変更とする。

(負担金の精算)

第11条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、会計年度ごとに速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

10. 第12条について以下のとおり変更する。

(事務処理状況の調査)

第12条 (現行のとおり)

11. 第13条について以下のとおり変更する。

(協定の解除及び負担金の返還)

第13条 (現行のとおり)

(3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき

12. 第14条について以下のとおり変更する。

(中止・延期)

第14条 前条第1項に規定された場合以外に甲及び乙がイベントの中止又は延期を希望する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

13. 第15条、第16条について以下のとおり変更する。

(延滞金及び違約加算金)

第15条 (現行のとおり)

(延滞金及び違約加算金の計算)

第16条 (現行のとおり)

14. 第17条について以下のとおり変更する。

(損害賠償責任)

第17条 (現行のとおり)

2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

15. 第18条については、以下のとおりの変更とする。

(緊急時の対応)

第18条 (現行のとおり)

1 6 . 第19条については、以下のとおりの変更とする。

**(暴力団等の排除)**

第19条 乙は、乙が締結する売買、賃借、請負その他の契約に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）が介入することのないよう十分留意するとともに、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずること。

2 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団又は暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

1 7 . 第20条については、以下のとおりの変更とする。

**(守秘義務)**

第20条 甲及び乙は、本事業の実施に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

1 8 . 第21条から第26条については、以下のとおりの変更とする。

**(個人情報の取扱い)**

第21条 (現行のとおり)

**(裁判管轄)**

第22条 (現行のとおり)

**(権利の帰属)**

第23条 (現行のとおり)

**(印刷物の作成)**

第24条 (現行のとおり)

**(協定内容の変更)**

第25条 (現行のとおり)

(その他)

第26条 (現行のとおり)

19. その他条項については、原協定書のとおりとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会  
代表者 実行委員長 辻 愛沙子